

令和元年(1月～12月)に九州管内で発生したLPガス事故について、次のとおりお知らせします。

令和元年12月末現在  
九州産業保安監督部

番号	事故発生日	事故の分類	事故発生場所	事故の種類【段階別】	事故概要
1	1月8日	C2	長崎県	漏えい【供給】	共同住宅において、ガス切れが発生し、販売事業者が確認したところ、供給側及び予備側(50kg×8=400kg)の容器が空の状態であった。配送サイクルに対して、使用量が多いため、漏えい試験を実施したところ、埋設供給管から漏えいしていることを確認した。漏えい箇所を埋設供給管を切断し、一部個別供給に切り替えた。地盤沈下による埋設供給管の損傷と考えられる。 【原因:地盤沈下による供給管の損傷】
2	1月10日	C2	長崎県	漏えい【供給】	集団供給設備から新築物件の宅地まで導管(埋設管)を設置し、キャップ止め(末端)をしていたところ、水道工業者が当該新築物件の水道工事中、誤って導管(埋設管)をスコップで破損させ、ガスが漏えいした。水道工業者が応急措置(ビニールテープ巻)を行い、連絡を受けた販売事業者が破損したガス管を切断し、末端をプラグ止めた。 【原因:他工事】
3	1月11日	C2	宮崎県	漏えい【供給】	通行人が一般住宅付近でガス臭に気づき、消防に通報した。連絡を受けた販売事業者が確認したところ、当該一般住宅に設置していた容器(50kg×2)の予備側高圧ホースが外れていた(予備側容器のバルブは、閉まった状態)。自動切替式調整器が切り替わった際、残ガス容器側から自動切替式調整器経由でガスが漏えいした。高圧ホースを接続後、漏えい試験を実施し、漏えいがないことを確認した。容器上部にセーフティキャップを取り付け、簡単にホースを外したり、バルブを閉めたりできないようにした。 【原因:「通行人によるいたずら」又は「容器交換時、高圧ホースの未接続」】
4	1月17日	C2	鹿児島県	漏えい爆発【消費】	消費者が給湯器の点火スイッチをONにし、お湯を出そうとしたところ、屋外から爆発音がした。屋外を確認したところ、給湯器の前面のカバーが変形していたため、元栓を閉め販売事業者に通報した。メーカーが調査したところ、ガス漏れや内部部品の破損などの不具合はなく、原因の特定には至らなかった。 【原因:不明】
5	1月22日	C2	福岡県	漏えい【供給】	共同住宅の住民から消防に空家からガス臭がすると連絡があった。出勤した消防が空家のメーターガス栓下部の供給管(ねじ部)において、ガス漏れを確認し、応急処置(テープ巻)を行った。その後販売事業者が供給管の取替工事を実施した。 【原因:供給管の腐食】
6	1月26日	C2	鹿児島県	漏えい【供給】	基礎工業者より「容器設置場所の隣地の掘削作業中、容器設置場所の基礎が崩れ、容器(50kg×4)も一緒に落ちてしまい、配管が折れ、ガスが漏れた。容器バルブは閉めたが、容器が宙吊りになっている」との連絡を受け、販売事業者が緊急出勤した。現地にて、容器に損傷がなく、容器バルブが閉まっていることを確認した。調整器と高圧ホースの接続部が損傷したことにより、漏えいが発生したと思われ、後日容器を回収した。 【原因:他工事】
7	1月28日	C2	福岡県	漏えい【供給】	販売事業者は、集団供給設備により住宅59戸にガスを供給しており、都市ガスの埋設管延長工事を行っていた他工業者から「道路埋設部の既設管からガス臭がする」と連絡があった。販売事業者が埋設供給管(SGP)の接続部から腐食による漏えいを確認し、取替工事を実施した。他工事による影響はなかった。 【原因:供給管の腐食】
8	2月22日	C2	佐賀県	漏えい【消費】	工業者が、共同住宅(寮)の敷地を掘削工事中、埋設配管を損傷させガスが漏えいした。工業者は、即時容器バルブを閉止し、販売事業者に連絡した。販売事業者は、現場に到着後、損傷箇所(配管)をプラグ止めし、漏えい試験を行い、漏えいがないことを確認し、仮供給した。 【原因:他工事】
9	4月3日	C2	鹿児島県	漏えい【消費】	水道工業者が漏水工事中、誤って埋設配管を切断した。通報を受けた販売事業者が現場で応急措置を実施し、ガス漏えいを止めた。その後、地上配管への切替工事を行い、ガス供給を再開した。 【原因:他工事】
10	4月16日	C2	長崎県	漏えい【供給】	下水道工業者が共同住宅敷地内における下水道工事に伴うコンクリートカッター切りの際、埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。当該業者がビニールテープ巻きにて応急処置し、販売事業者に連絡した。通報を受けた販売事業者が損傷箇所を切断し、PLSMソケットを接続し、新たに供給管を設置した。 【原因:他工事】

11	4月25日	C2	鹿児島県	漏えい【供給】	消費者からメーター周辺からガスの臭いがすると販売事業者に連絡があった。メーターの継手部から漏えいしており、販売事業者が継手部の増し締めを行い、漏えいがないことを確認した。前日、メーターの交換をしており、継手の締めが緩く、ガスが漏えいした。 【原因:販売事業者による施工ミス】
12	5月11日	C1	大分県	漏えい爆発・火災【消費】	飲食店において、店員(消費者)がフライヤー(業務用燃焼器具)に点火しようとしたところ爆発した。出動した消防が、シューツという音が出ていたので、容器のバルブを閉めた。現場を確認したところ、フライヤー(業務用燃焼器具)3台の点火つまみが全開だったが、点火つまみが開いていた理由は不明。また、ガス漏れ警報器とガスメータは、運動していたが、ガス漏れ警報器が鳴ったかどうか不明。 【原因:不明、軽傷者1名】
13	6月13日	C2	福岡県	漏えい【供給】	共同住宅において、設備工業者が宅内工事中、誤って壁内の供給管を一部切断し、ガスが漏えいした。連絡を受けた販売事業者が現場到着後、容器バルブを閉めた。当該物件は改修工事中で、全戸空室のため、後日供給管の取替工事を実施した。 【原因:他工事】
14	6月21日	C2	佐賀県	漏えい【供給】	消費者がコンロのガスが出ないので、容器にガスが入っていないと思い、容器バルブを閉めず、自動切替調整器と容器の間にある高圧ホースを外してしまい、ガスが漏えいした。近所の住民が、これに気づき、バルブを閉め、販売事業者へ連絡した。販売事業者が現場に到着した時、高圧ホースは接続されており、バルブは閉めてあった。販売事業者がバルブを開けて、石鹼水で漏えいがないことを確認した。なお、コンロの点火スイッチは回ったままで、ヒューズガス栓は閉じられており、コンロのガスが出なかった原因は、ヒューズガス栓が閉じられていたためと推測される。 【原因:消費者の誤操作】
15	7月17日	C2	大分県	漏えい爆発・火災【消費】	海上にある養殖場(いかだ)の小屋において、消費者が湯を沸かしていた際、何らかの原因で爆発火災が発生した。 【原因:不明】(質量販売)
16	8月19日	C2	佐賀県	漏えい【供給】	販売事業者がバルク貯槽の充てんに訪れた際、消費者からガスの臭いがあるとされたため、ガス検知器を用いて点検したところ、温水式気化装置のサーモバルブのネジ込み部において漏えいを確認した。数カ月前、気化装置を修理した時、サーモバルブを遮断(液ライン)し、気相ラインのみで使用していたが、サーモバルブを遮断した際、ネジ込み部において、微量の液封が発生し、その後気温上昇(夏季)により気化し、ネジ込み部(リングの劣化)から漏えいした。 【原因:気化装置の維持管理不完全】
17	8月22日	C2	福岡県	漏えい【消費】	飲食店内において、工業者が工事中、誤って壁内のガス配管を切断し、ガスが漏えいした。連絡を受けた販売事業者が現場到着後、メーターガス栓を閉じた。被害状況を確認したところ、ガス配管及び給湯配管が切断されていた。復旧工事をを行い、工事完了後、供給を開始した。 【原因:他工事】
18	9月4日	C2	長崎県	漏えい火災【消費】	飲食店の厨房において、従業員が業務用コンロを清掃していた際、機器接続ガス栓に接続していたフレキ管が外れ、ガスが漏えいし、種火をつけていた別の業務用コンロに引火した。原因は、フレキ管の施工において、フレキ管の被覆が9山(フレキ管施工説明書では通常7山)で切られていたことにより、水密パッキンが機能せず、内部に油及び洗剤が侵入し、またフレキ管がゆすられたことで、機器接続ガス栓からフレキ管が外れたと考えられる。 【原因:機器ガス接続ガス栓の施工不完全】
19	9月25日	C1	佐賀県	漏えい爆発・火災【消費】	飲食店において、工業者が建屋屋外に物置を建築中、誤って露出配管をサンダーで切断し、ガスが漏えいし、爆発・火災が発生した。飲食店の店主が爆発・火災に気づき、即時、メーターガス栓を閉じた。連絡を受けた販売事業者が現場に到着後、メーターガス栓の閉止を確認した。なお、当該事故により、工業者が負傷した(軽傷者1名)。 【原因:他工事】
20	9月26日	C2	福岡県	漏えい【供給】	共同住宅において、ガス臭いと消防に通報があり、消防が出動し、販売事業者に連絡した。販売事業者が現場到着後、調整器の圧力調整部から漏えいを確認した。販売事業者が直ちにポンペのバルブを閉じ、調整器を交換し、漏えいがないことを確認した。なお、調整器は1999年から使用しており、約20年経過していた。 【原因:調整器の劣化】
21	10月1日	C2	福岡県	漏えい【供給】	集団供給設備によりガスを供給している団地(戸建て住宅)において、信号機入替工事の際、工業者が誤って重機で埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。連絡を受けた販売事業者が現場到着後、ガス供給を停止した。復旧工事をを行い、工事完了後、ガス供給を開始した。 【原因:他工事】
22	10月9日	C2	長崎県	漏えい【消費】	休業中の飲食店において、他工業者が燃焼器を撤去した際、末端ガス栓(可とう管ガス栓)にプラグ止めをせず、養生テープを巻きつけ半開きの状態にしていた。30日後、販売事業者が集中監視による微小漏えい警告を受信した。現場到着後、末端ガス栓からの漏えいを確認し、閉栓作業を行った。 【原因:他工業者による未使用ガス栓の開閉ミス】

23	10月14日	C2	福岡県	漏えい【消費】	病院において、工事業者が郵便受けの入替工事中、埋設配管を損傷させ、ガスが漏えいした。工事業者から販売事業者にガスが漏えいし、メーター遮断したと連絡があり、販売事業者が容器バルブを閉めるよう指示し、現場到着後、仮設工事を行い、供給を開始した。 【原因：他工事】
24	10月21日	C2	熊本県	漏えい【供給】	一般住宅において、消費者から「ガスコンロの火が点かない。コンロの電池を交換しても、火が点かない。」と販売事業者に連絡があり、現場を調査したところ、中間ガス栓（ねじガス栓）に2cm程度の亀裂があり、当該部分からの漏えいを確認した。中間ガス栓（ねじガス栓）は、令和元年10月1日に新品に交換したもので、施工後に実施した気密試験では、異常は認められなかった。後日メーカーが調査を実施し、当該ねじガス栓の製造不良を確認した。 【原因：ねじガス栓の製造不良】
25	10月23日	C2	福岡県	漏えい【供給】	共同住宅において、ガス臭がすると連絡を受けた販売事業者が現場を確認したところ、貯蔵設備においてガス検知器の反応があり、予備側50kg容器5本のうち1本が空の状態だった。高圧ホースの締め付け部及び調整器（自動切替一式）からの漏えいは確認できなかった。また空になった容器を検査したが、異常はなかった。 【原因：不明】
26	11月13日	C2	佐賀県	漏えい【供給】	共同住宅において、消費者から「ガス臭い」と消防・警察に通報があり、消防・警察が保安機関に連絡した。販売事業者及び保安機関が漏えい箇所の特定を行い、パイプシャフト内のチーズ継手からの漏えいを確認した。当該継手の増し締めを行い、漏えい試験を実施し、漏えいがないことを確認した。 【原因：パイプシャフト内の継手の劣化】
27	11月15日	C2	福岡県	漏えい【供給】	集団供給設備によりガスを供給している団地（戸建て住宅）において、他工事業者が下水道管工事のため重機で掘削中埋設供給管を破損させ、ガスが漏えいした。他工事業者が貯蔵設備の容器バルブを閉め、販売事業者に連絡した。復旧工事を行い、工事完了後、ガス供給を開始した。 【原因：他工事】
28	11月16日	C2	鹿児島県	漏えい火災【消費】	販売事業者がガスコンロを都市ガス用からプロパンガス用に変更した際、グリルの改造箇所にOリングを装着していなかったため、誤操作でグリルの器具栓が半開きになり、電磁弁が作動し、当該箇所からガスが漏えいし、使用中のコンロに引火した。 【原因：ガスコンロ改造時にOリングの未装着】
29	12月3日	C2	鹿児島県	漏えい【供給】	共同住宅の敷地内において、他販売事業者が、販売事業者の切り替えに伴う工事を実施していたところ、掘削中埋設供給管のエルボ部（管径40～50A）を破損し、ガスが漏えいした。他販売事業者は、直ちに容器バルブを閉め、販売事業者に連絡した。他販売事業者が供給管の復旧工事を行い、工事完了後、ガス供給を開始した。 【原因：他工事】
30	12月9日	C2	大分県	漏えい【消費】	閉店後の飲食店から警報器が鳴っていると飲食店に隣接する店舗の従業員から警察に通報があり、連絡を受けた販売事業者が現場を確認したところ、業務用コンロの器具栓が半開になっており、ガスが漏えいしていた。 【原因：器具栓の閉め忘れ】
31	12月14日	C2	熊本県	漏えい【消費】	老人福祉センターにおいて、水道工事業者が地下ピット内の排水管を切断する際、LPガス配管を損傷し、ガスが漏えいした。復旧工事後、供給を再開した。 【原因：他工事】